

平成28年7月29日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年6月分)について

平成28年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年6月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。
これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成28年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが9件、平成27年度が129件、平成26年度が38件、平成25年度以前が251件、合計427件(市区町村において発生した13件、委託業者等が発生させた28件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な387件及びシステム事故3件について、日本年金機構HPに掲載しています。

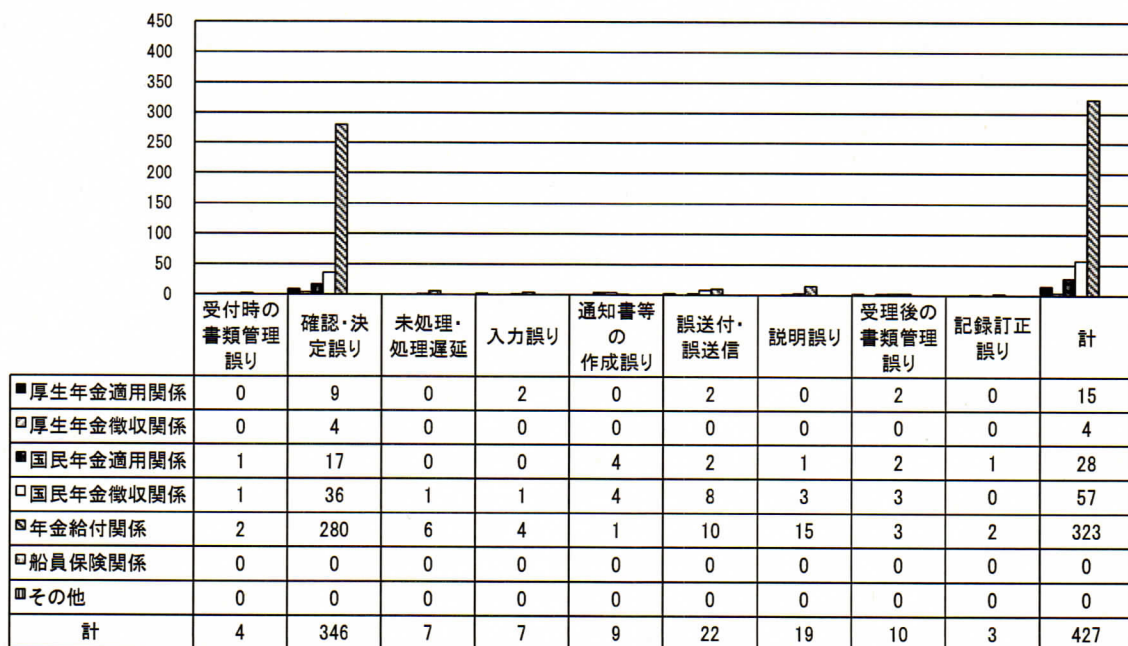
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	208(1)	6	5	5	6	8(1)	10(1)	34(4)	96(33)	8(1)	386(41)
割合	48.9%	1.4%	1.2%	1.2%	1.4%	2.1%	2.6%	8.9%	30.2%	2.1%	100.0%

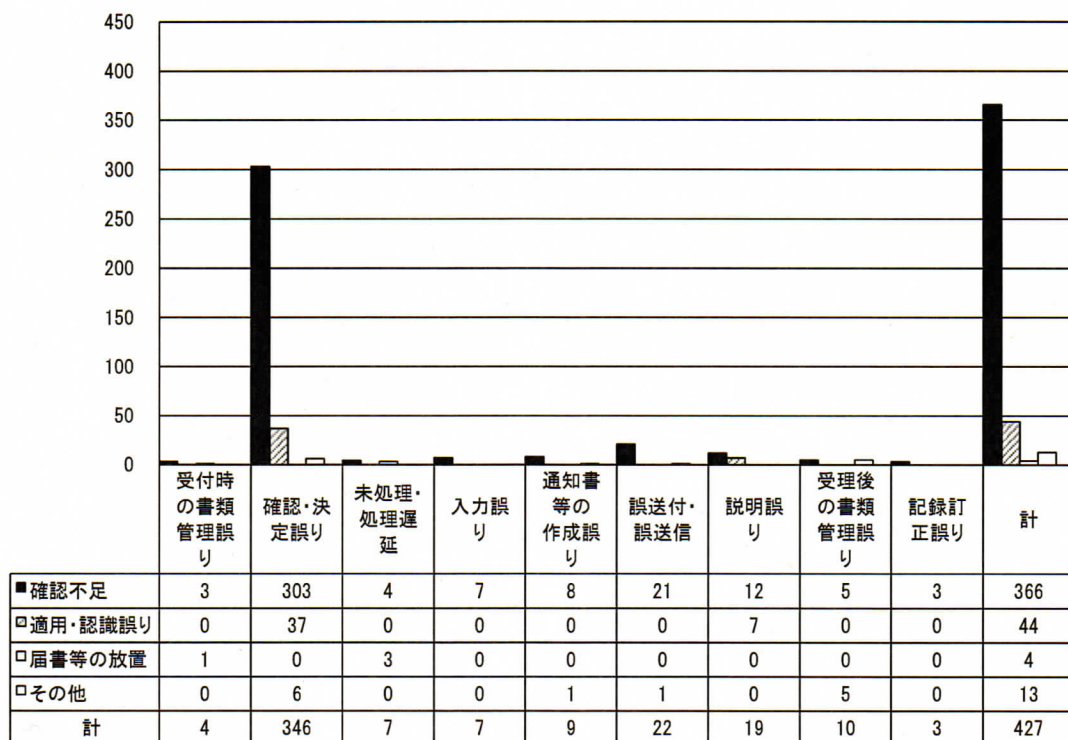
＜社会保険庁時代に発生＞

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

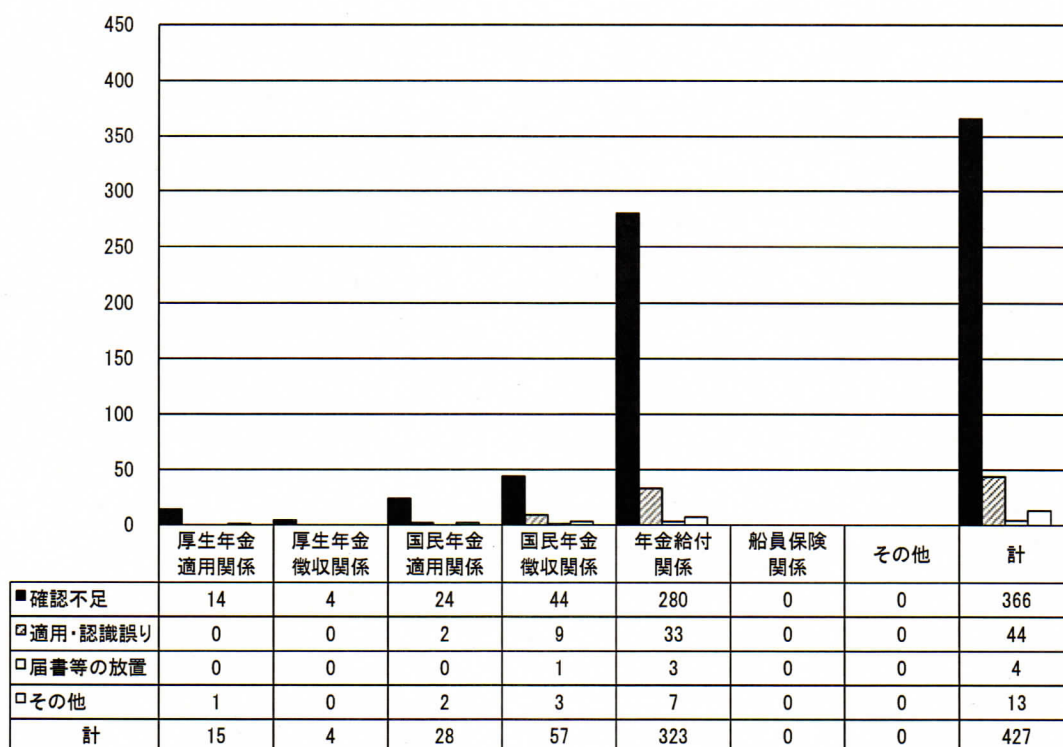
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



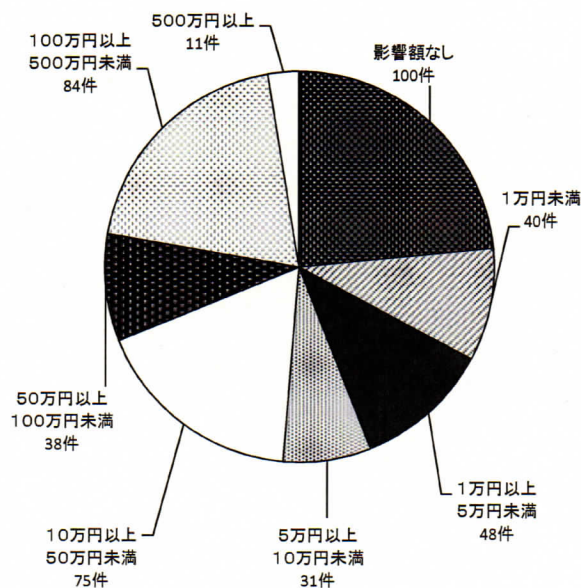
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

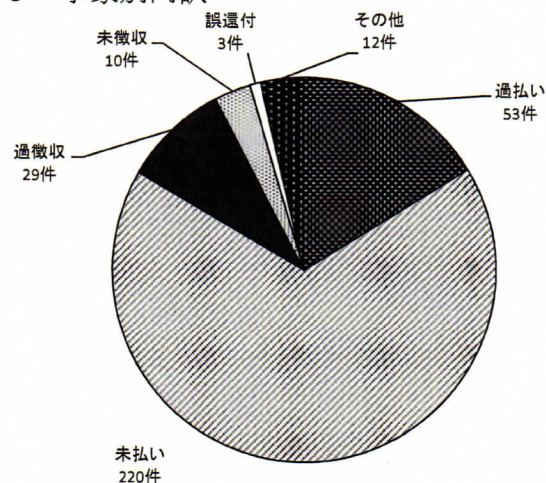


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	7	1	19	29	44	0	0	100
1万円未満	1	1	2	10	26	0	0	40
1万円以上 5万円未満	2	0	5	7	34	0	0	48
5万円以上 10万円未満	1	1	1	2	26	0	0	31
10万円以上 50万円未満	4	1	1	6	63	0	0	75
50万円以上 100万円未満	0	0	0	1	37	0	0	38
100万円以上 500万円未満	0	0	0	2	82	0	0	84
500万円以上	0	0	0	0	11	0	0	11
計	15	4	28	57	323	0	0	427

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	53件	35,344,621	666,879
未払い	220件	262,991,038	1,195,413
過徴収	29件	3,477,747	119,922
未徴収	10件	760,875	76,087
誤還付	3件	2,816,330	938,776
その他	12件	10,551,361	879,280
計	327件	315,941,972	966,183

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)		
未徴収と過徴収がある件	1件	324,690
過徴収と誤還付	1件	149,420
過徴収と未払い	1件	3,184,569
過払いと過徴収	5件	362,878
過払いと未払い	3件	5,777,670
過払いと未払いと過徴収	1件	752,134

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	303件	71.0%
外部	124件	29.0%
計	427件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額(円)
2016年2月8日	「付加保険料の特例納付制度のお知らせ」の送付誤り	181名	－	0円
2016年2月15日	被用者年金一元化施行に伴う年金額の端数処理誤り	7,574名	その他	48,861円
2015年10月1日	老齢厚生年金繰下げ加算額算出誤り	32名	その他	74,675円

○日本年金機構の平成28年6月分の事務処理誤り一覧(1～42ページ)

- | | | | |
|-------------------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 | 1～14 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 3P | 整理番号 | 15～18 |
| 3. 国民年金適用関係 | 4P | 整理番号 | 19～45 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 | 46～93 |
| 5. 年金給付関係 | 15P | 整理番号 | 94～387 |

○日本年金機構の平成28年6月分のシステム事故一覧(43ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2015年 10月8日	2016年 2月18日	○年金事務所から連絡があり、資格取得取消届について確認不足により処理が完了していないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額を調整しました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	237,643
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	広島	呉	2001年 9月11日	2016年 1月19日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届に記載された標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額を調整しました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	106,368
3			岐阜	美濃加茂	2013年 7月31日	2016年 2月9日	○ブロック本部から連絡があり、算定基礎届に記載された標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	42,962
4	賞与支払届の誤り	入力誤り	山口	事務センター	2012年 7月26日	2016年 4月19日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に標準賞与額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	6,081
5	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2016年 4月1日	2016年 4月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に生年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
6			大阪	大手前	2016年 1月15日	2016年 2月3日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に生年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
7	事業所関係届書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 10月30日	2016年 3月3日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届総括表により法人等番号等を届出いただいたにもかかわらず登録方法を誤ったため、法人番号等の届出勧奨を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。登録処理を行いました。 ●担当部署において、登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。	149事業 所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	事業所関係届書の誤り	入力誤り	和歌山	和歌山東	2016年 2月10日	2016年 3月29日	○金融機関から連絡があり、事業所名称変更届の事務処理の際に、フリガナの入力処理を誤ったため保険料の口座振替を行えないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。次回からの口座振替のための訂正処理を行い、今回の保険料については納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	未徴収	220,214
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	高知	高知東	2015年 8月28日	2015年 12月17日	○処理済みの届書を編綴していたところ、二以上事業所勤務者に係る70歳以上被用者該当・不該当届の処理時に不該当年月日を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過払い	39,483
10			神奈川	藤沢	2015年 11月4日	2016年 2月23日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の処理時に、被用者年金一元化法施行以前から在職中であるとの項目の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,884
11	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	浦和	2014年 8月19日	2014年 8月20日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の被保険者資格喪失決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックの徹底を周知しました。	1事業所 92名	—	0
12			新潟	事務センター	2015年 8月20日	2015年 8月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務の受託をしていない事業所の標準報酬月額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックの徹底を周知しました。	1事業所 5名	—	0
13	厚生年金適用関係届書の所在不明	受理後の書類管理誤り	神奈川	港北	2016年 1月8日	2016年 1月29日	○受付進捗管理システムを確認したところ、年金事務所で受け付けし、事務センターへ回付された年金手帳再交付申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。届書を改めて提出いただき、入力処理しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
14			愛知	鶴舞	2016年 2月29日	2016年 3月1日	○事務センターへ回付する届書の所在が不明であるため点検をしたところ、資格取得届を誤ってシュレッダーで裁断していたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。届書を改めて提出いただき、入力処理しました。 ●担当部署において、書類管理の徹底及び廃棄書類の確認方法について周知しました。	1事業所 1名	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
15	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	2015年 8月31日	2015年 10月30日	○事業所からの問合せがあり、2年以上遡及した届書を徴収担当部署へ引継ぎを漏らしたことに より、保険料を多く請求していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は減額調整を 行いました。 ●担当部署において、2年以上遡及する届書については連絡簿を用いて引継ぎを徹底するよう 周知しました。	1事業所 1名	過徴収	57,052
16			愛知	岡崎	2016年 1月6日	2016年 2月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、保険料の還付処理の際に、誤った保険料調整処理を行っ たため不要な保険料の納入告知書を送付をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。納入告知書をお返しいただき、保険料の取り消し 処理を行いました。 ●担当部署において、保険料の調整伺等の入力の際のダブルチェックの実施を徹底するよう周 知しました。	1事業所	—	0
17	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2015年 8月7日	2015年 8月20日	○担当者が処理状況を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る登録処理票の処理誤 りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収及び過徴収の保険料額 を調整しました。 ●担当部署において、審査時の点検及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しま した。	2事業所 1名	その他	324,690
18			京都	京都南	2015年 8月頃	2016年 2月9日	○二以上事業所勤務者に係る算定基礎届の処理を行ったところ、厚生年金保険保険料率改定 時の保険料が未登録となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	未徴収	8,778

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2012年 2月7日	2015年 3月11日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,160
20			静岡	浜松西	2014年 12月15日	2015年 10月20日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,850
21			山口	山口	2013年 11月20日	2015年 12月9日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、誤って60歳到達後の共済組合期間を算入して資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
22			新潟	新発田	2014年 4月1日	2016年 1月29日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、誤って60歳到達後の共済組合期間を算入して資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	63,350
23			千葉	千葉	2010年 2月15日	2016年 1月26日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入申出書の処理時に、合算対象期間の算入を誤り、保険料が過徴収になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,590
24			愛媛	事務センター	2012年 11月30日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録が漏れていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	258,670
25		通知等の作成誤り	三重	伊勢	2012年 10月10日	2016年 2月19日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書の資格喪失予定年月日を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った通知書を回収し、正しい通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、資格喪失予定年月日を訂正する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2013年 12月10日	2016年 4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録が漏れていたため、480月を超えた月分の国民年金保険料口座振替額通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。口座振替を停止し、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	170
27			福井	事務センター	2013年 5月20日	2016年 5月18日	○担当部署で国民年金の任意加入期間満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、納付書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,660
28	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島南	2004年 6月15日	2015年 9月28日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者期間が誤って登録されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者種別変更届の適正な処理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,333
29			岡山	岡山広域事務センター	2016年 1月26日	2016年 2月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届の処理が完了していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
30	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2014年 4月3日	2014年 5月20日	○お客様から問合せがあり、お客様が前納を希望していたにもかかわらず市役所からの国民年金資格取得届の進達が遅れたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●市役所の職員がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●市役所に対し、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	540
31			徳島	事務センター	2016年 2月29日	2016年 3月2日	○市役所から連絡があり、委託業者が20歳到達者へのお知らせに資格取得届の同封を漏らしていたことが判明しました。 ●お詫び文書と資格取得届を送付しました。 ●委託業者に対し、送付物の確認を徹底するよう指導しました。	156名	—	0
32	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2014年 7月24日	2015年 7月16日	○お客様から問合せがあり、市役所において国民健康保険のみ喪失する方について、誤って国民年金資格喪失届を進達したため、事務センターで国民年金の資格喪失処理及び保険料還付を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●市役所に対して、正しい窓口対応及び送付書類の確認の徹底を依頼しました。	1名	誤還付	320,980

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	1997年 8月1日	2016年 2月12日	○事業主から問合せがあり、別人の基礎年金番号で住所変更処理されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、市町村から基礎年金番号等の照会があった場合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
34			東京	事務センター	2016年 3月10日	2016年 4月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者氏名変更届を処理する際に、氏名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
35	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2016年 1月4日	2016年 2月25日	○担当部署で確認していたところ、市役所から別人の基礎年金番号で国民年金資格取得届が提出され、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した納付書を回収しました。 ●市役所から、本人確認を徹底すると報告がありました。	1名	—	0
36			本部	機構本部 (基幹システム開発部)	2008年 11月頃	2016年 2月17日	○年金事務所から連絡があり、本部における記録補正処理に誤りがあり、厚生年金と国民年金の記録が重複していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署においてマニュアルを修正し、作業時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	過徴収	155,900
37			東京	八王子	2015年 11月16日	2016年 4月26日	○お客様から問合せがあり、別人の基礎年金番号で住所変更処理したため、別人の口座振替額通知書が送付されたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。口座振替額通知書を回収しました。本来送付すべきお客様へ口座振替額通知書を送付しました。 ●担当部署において、処理時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
38		通知等の作成誤り	本部	機構本部(事業推進統括部)	2016年 2月22日	2016年 3月8日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金第3号被保険者期間にかかるお知らせを印刷した際に、昭和64年を昭和元年と出力していたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの文書を正しいお知らせとあわせて送付しました。 ●委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう指導しました。	160名	—	0
39			愛知	事務センター	2016年 4月11日	2016年 4月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者が返戻文書を送付したところ、誤って返戻控えを同封していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。返戻控えを回収しました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
40	年金手帳再交付申請書の誤り	説明誤り	愛知	刈谷	2015年 11月30日	2015年 12月4日	○事業所から問合せがあり、国民年金第3号被保険者が年金手帳再交付申請書を提出する際に、誤って事業所経由が必要と説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業主にお詫びの上説明しました。処理を行い、年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、第3号被保険者にかかる届書の手続きについて正しい説明を行うよう周知しました。	1名	—	0
41	年金記録の訂正誤り	記録訂正誤り	島根	浜田	1989年 12月頃	2014年 11月4日	○お客様から問合せがあり、別人の年金記録を誤って統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録統合の際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
42	年金手帳の誤送付	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2016年 3月23日	2016年 3月28日	○お客様から連絡があり、委託業者が別人の年金手帳を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収しました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	—	0
43	国民年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 4月27日	2016年 4月27日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の国民年金第3号被保険者該当届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。控えを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	—	0
44	国民年金適用関係届書等の所在不明	受理後の書類 管理誤り	兵庫	三宮	2013年 7月25日	2013年 10月30日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金第3号被保険者該当届の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を改めて提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
45			新潟	上越	2015年 12月21日	2016年 1月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金資格取得届を改めて提出していただきました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	2013年 5月30日	2013年 6月26日	○お客様から問合せがあり、夫婦で前納を希望されていたお客様に対し、誤って一方のお客様の納付書を2通交付したため、保険料が重複納付されていたこと及び他方のお客様の保険料前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、重複納付された保険料及び定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際のダブルチェックとお客様への交付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	480
47			東京	中野	2015年 4月24日	2015年 5月8日	○お客様から問合せがあり、お客様が前納を希望していたにもかかわらず区役所から前納希望の連絡が漏れていたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、遡って前納をすることができないことを説明しました。 ●区役所から、年金事務所への連絡漏れがないよう徹底した旨の報告がありました。	1名	過徴収	570
48	国民年金保険料前納制度の誤り	説明誤り	茨城	事務センター	2013年 6月26日	2013年 7月31日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金被保険者資格取得届を受け付けた際に、前納制度の説明を行っていなかったことが判明しました。 ●市役所の担当者がお客様にお詫びの上、遡って前納をすることができないことを説明しました。 ●市役所からお客様への説明事項の確認を徹底すると報告がありました。	1名	—	0
49	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	説明誤り	神奈川	高津	2015年 11月19日	2015年 11月19日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が国民年金付加保険料を遡って納付できると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
50	国民年金付加保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2010年 4月6日	2014年 6月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	5,500
51	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2014年 4月30日	2014年 5月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
52			東京	立川	2015年 3月10日	2015年 5月11日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に金融機関への依頼書の送付が行われておらず、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、金融機関証明の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2015年 1月28日	2015年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の審査時に、金融機関コードの記入を誤り、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。口座振替納付の意思がなく、口座振替辞退申出書が提出されました。 ●担当部署において、入力前と後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	366,840
54			長野	事務センター	2015年 9月25日	2015年 9月28日	○担当部署で口座振替の処理を確認していたところ、指定された期限内に金融機関へ口座振替の緊急停止の依頼を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、スケジュール管理を徹底するよう周知しました。	5名	過徴収	93,890
55			東京	足立	2015年 7月6日	2016年 5月6日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードを誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付書をお渡ししました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
56		入力誤り	鹿児島	事務センター	2016年 2月2日	2016年 4月21日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、委託業者が口座名義人氏名の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	100
57	国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2016年 4月5日	2016年 4月12日	○担当部署で受理した国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書を確認していたところ、当月の締切日までに入力していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	191,660
58	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2015年 10月2日	2015年 11月17日	○審査請求があり確認していたところ、委託業者が却下入力すべき免除申請書を4分の1免除で入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、却下通知を送付しました。 ●当時の委託業者は契約を終了しているため、担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
59			東京	港	2015年 8月24日	2016年 1月21日	○町役場から連絡があり、全額免除を承認すべきところ、所得証明の誤りにより却下されていたことが判明しました。 ●町役場がお客様にお詫びの上説明しました。免除承認通知書を送付しました。 ●町役場に対して、適正な処理を行うよう依頼しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2015年 3月2日	2016年 3月30日	○市役所から連絡があり、国民年金保険料免除申請書の処理時の確認が漏れ、処理されていないことが判明しました。 ●免除の処理を行い、免除承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、免除申請書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	—	0
61	国民年金保険料学生納付特例申請書	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2016年 1月4日	2016年 3月3日	○年金事務所から連絡があり、市役所で別人の氏名等を印字した国民年金保険料学生納付特例申請書で受け付けたため、別人に学生納付特例を承認していたことが判明しました。 ●市役所が双方のお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料学生納付特例申請書を再度提出していただきました。 ●担当部署において審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
62			徳島	事務センター	2015年 5月27日	2016年 3月11日	○お客様から問合せがあり、管轄外へ転出したお客様の国民年金保険料学生納付特例申請書の管轄事務センターへの入力依頼が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。管轄事務センターで処理しました。 ●担当部署において、入力エラーとなった場合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
63	国民年金追納保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2014年 4月11日	2014年 6月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を受理する際に満額の老齢基礎年金と2級の障害厚生年金が同額であることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、障害年金受給者から追納申出があった場合は、年金給付担当者への確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,056,720
64			東京	墨田	2015年 3月2日	2015年 3月6日	○担当部署で受理した国民年金保険料追納申込書を確認していたところ、追納期限が間近であるにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、追納期限が経過し追納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
65			茨城	下館	2013年 6月20日	2014年 4月17日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。古いものから追納したものとして記録を訂正し、差額を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,000
66		通知等の作成誤り	東京	事務センター	2015年 5月25日	2015年 11月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を作成する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。古いものから追納したものとして記録を訂正し、差額を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	13,450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
67	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	2015年 7月27日	2015年 9月8日	○事務センターから連絡があり、特例追納制度の対象者とすべきところ、後納制度対象者として処理したため、納付ができず過誤納となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた後納保険料は還付し、特例追納保険料として再度納付いただきました。 ●担当部署において、後納及び特例追納の審査における確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,430
68			大阪	豊中	2013年 2月1日	2016年 1月19日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の受給権者に誤って国民年金後納保険料を承認し、納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付いただいた後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、老齢基礎年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	14,940
69			兵庫	西宮	2012年 10月5日	2016年 1月29日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、未統合の厚生年金記録により老齢年金の受給権が発生するため国民年金後納制度を利用できない方であるにもかかわらず、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けし、お客様が後納保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	411,380
70	国民年金保険料還付処理の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 12月5日	2015年 11月2日	○機構本部から連絡があり、特例納付による保険料額で還付すべきところ、誤って定額保険料で還付処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料の返納処理を行った上で再度還付処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理の際に特例納付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	70,000
71			静岡	浜松西	2006年 5月17日	2016年 3月11日	○お客様から問合せがあり、定額分を口座振替、付加保険料を納付書で納付したところ、口座振替の確認が漏れ、付加保険料を誤還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、付加保険料の還付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	400
72		通知等の作成誤り	鹿児島	川内	2015年 12月10日	2016年 4月7日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料還付充当通知書の金額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料還付充当通知書を回収し、正しい通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
73	国民年金保険料免除理由該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2010年 2月19日	2015年 4月7日	○事務センターから連絡があり、障害基礎年金受給による法定免除該当日が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除該当日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	107,670

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	国民年金保険料免除理由該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	1984年 5月1日	2015年 8月11日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、生活保護を受給していない期間が法定免除になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。遡って免除申請できないことを説明しました。 ●担当部署において、免除理由該当届等の審査時に生活保護受給の事実確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
75			大阪	豊中	1996年 12月頃	2015年 10月27日	○年金事務所から連絡があり、法定免除にならない障害厚生年金3級の受給者の国民年金保険料が法定免除になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。遡って免除申請できないことを説明しました。 ●担当部署において、障害厚生年金は2級以上が法定免除になるため、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
76			静岡	浜松東	2015年 9月24日	2016年 1月20日	○担当部署で法定免除処理を確認していたところ、法定免除に該当しないお客様に誤った法定免除処理が行われ、納付済の保険料を誤還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、法定免除の勧奨の際の障害年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	2,494,950
77			茨城	土浦	2010年 1月29日	2016年 2月4日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、法定免除期間の納付申出に対し、追納申込書を案内すべきところ、誤って免除理由消滅処理を行い、定額保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。追納申込書を受付しました。 ●担当部署において、法定免除の追納の適切な処理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	8,760
78	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	長崎	諫早	2016年 2月29日	2016年 3月3日	○お客様から問合せがあり、不在者登録されているお客様へ後納制度のお知らせを送付したところ、住民票住所の確認を誤り、別人宅へ送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。別人の後納制度のお知らせを回収しました。 ●担当部署において、文書送付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
79			埼玉	大宮	2005年 4月25日	2016年 4月8日	○お客様から問合せがあり、現金領収した付加保険料の納付記録への反映が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付記録を登録しました。お客様に正しい年金が支払われました。 ●担当部署において、現金領収時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,800
80			和歌山	事務センター	2016年 4月4日	2016年 4月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、納付記録を反映していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、領収済通知書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	108名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
81	国民年金徴収関係の誤り	通知等の作成誤り	和歌山	事務センター	2016年 1月15日	2016年 2月8日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の受給権があるため、追納できないお客様に納付書を送付し、過誤納になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	541,680
82			島根	出雲	2016年 4月1日	2016年 4月4日	○お客様から問合せがあり、学生納付特例の勧奨を送付する際に、誤って前年度の国民年金保険料学生納付特例申請書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい国民年金保険料学生納付特例申請書を送付しました。 ●担当部署において、文書送付時の確認を徹底するよう周知しました。	79名	—	0
83		未処理・処理遅延	大阪	守口	2011年 5月2日	2016年 3月11日	○お客様から問合せがあり、現金領収した付加保険料の納付記録への反映が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付記録を登録しました。 ●担当部署において、現金領収時の適正な事務処理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
84		誤送付・誤送信	東京	練馬	2014年 9月17日	2014年 9月18日	○お客様から問合せがあり、別人の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
85			茨城	下館	2013年 11月25日	2014年 11月17日	○お客様から問合せがあり、別人の国民年金保険料の納付書を送付し、お客様がその納付書で保険料を納付していたため誤った保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。別人の納付書で納付した保険料を還付しました。誤って還付された保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	その他	149,420
86	国民年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	兵庫	西宮	2014年 8月19日	2015年 1月5日	○お客様から問合せがあり、別人の国民年金保険料の納付書を窓口交付し、お客様がその納付書で保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。納付記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、窓口交付の際のマニュアルに基づく本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
87			神奈川	相模原	2015年 7月10日	2015年 7月29日		2名	—	0
88			大阪	大阪広域事務センター	2015年 11月20日	2015年 12月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書の返戻先を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	国民年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2016年 3月1日	2016年 3月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書の送付依頼のあったお客様に別人の被保険者記録照会回答票を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。別人の被保険者記録照会回答票を回収し、正しい書類をお渡ししました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
90			京都	京都西	2016年 3月18日	2016年 3月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を送付する際に、別人の追納申込承認通知書を混入して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した追納申込承認通知書を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
91	国民年金徴収関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	沖縄	事務センター	2015年 12月10日	2015年 12月10日	○委託業者から報告があり、国民年金保険料免除申請書を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●委託業者から、書類の廃棄は責任者の確認後に行うなど書類の管理を徹底するとの報告がありました。	1名	—	0
92	国民年金保険料免除申請書の所在不明	受理後の書類管理誤り	東京	中野	2015年 10月頃	2016年 1月8日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただきました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	—	0
93			東京	青梅	2015年 7月頃	2016年 1月12日		1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	1991年 1月4日	2013年 9月20日	○遺族年金請求時に確認したところ、共済組合と厚生年金保険に加入し旧法共済の退職年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,333,500
95			神奈川	藤沢	2009年 10月16日	2015年 7月24日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の判明に伴い、旧法通算老齢年金の請求が必要であったにもかかわらず、請求の案内を行っていなかったため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。旧法通算老齢年金の請求書を受理し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時及び審査時における受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,674,361
96			岡山	岡山広域 事務センター	2015年 6月18日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金決定時の雇用保険番号の登録漏れにより、雇用保険との調整の手続きがされず、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、雇用保険との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	103,595
97			神奈川	高津	2008年 12月22日	2016年 1月19日	○内部点検により、判明した年金記録が既に別の基礎年金番号で旧法通算老齢年金を決定済みであったにもかかわらず重複して旧法通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	159,297
98			東京	事務センター	2015年 12月18日	2016年 2月1日	○お客様から問合せがあり、老齢給付年金請求書の機構本部への進達遅れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢給付年金請求書の進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行い書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	164,009
99			北海道	釧路	1985年 9月頃	2015年 6月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,700
100			神奈川	事務センター	2008年 8月28日	2015年 7月17日	○年金事務所から連絡があり、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず、老齢厚生年金の決定が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	64,386
101			東京	墨田	1986年 7月20日	2014年 4月11日	●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,830

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
102	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1961年 1月1日	2014年 8月22日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により通算老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,218,684
103			滋賀	事務センター	2015年 4月30日	2015年 7月23日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足により老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,214,842
104			鳥取	鳥取	1991年 4月頃	2014年 10月29日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	318,741
105			神奈川	藤沢	1988年 1月頃	2014年 11月19日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間の判明に伴い通算老齢年金の取り消しを行い老齢年金の決定が必要であるにもかかわらず、通算老齢年金に判明した記録を追加決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を提出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,207,488
106			和歌山	事務センター	2015年 3月5日	2015年 5月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時に、遅延加算法及び年金時効特例法の取扱いを誤ったことから正しい年金となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,922,093
107			愛知	岡崎	2002年 5月29日	2015年 11月18日	○事務センターから連絡があり、本来脱退手当金の支給期間は合算対象期間とすべきところ、厚生年金被保険者期間として算入し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知徹底しました。	1名	過払い	1,456,400
108		説明誤り	愛知	一宮	2015年 5月12日	2015年 5月13日	○年金相談時に確認したところ、お客様が電話で年金相談された際に、老齢年金の受給権が無いにも関わらず、受給権があると誤って説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
109	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2002年 9月19日	2015年 8月7日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	49,314
110			東京	大田	1979年 8月31日	2014年 10月28日		1名	未払い	1,234,055
111			千葉	船橋	2006年 12月28日	2015年 8月7日		1名	その他	35,479
112			山形	鶴岡	1966年 4月頃	2014年 2月3日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	208,968
113			徳島	徳島南	1995年 7月20日	2014年 6月17日		1名	その他	3,184,569
114	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	山口	下関	1983年 8月3日	2014年 7月25日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	278,390
115			石川	七尾	1984年 10月頃	2014年 10月15日		1名	未払い	34,243
116			山口	下関	1986年 4月23日	2014年 11月14日		1名	未払い	2,437,493
117			山口	下関	2002年 12月28日	2015年 3月31日		1名	未払い	204,208
118			高知	高知西	1991年 12月頃	2015年 7月22日		1名	未払い	141,861
119			北海道	釧路	1996年 10月頃	2015年 7月15日		1名	未払い	4,965,859
120			香川	高松西	1969年 11月頃	2015年 7月24日		1名	未払い	248,761
121			兵庫	明石	1975年 12月頃	2014年 10月29日		1名	未払い	3,489,010
122			広島	広島南	1980年 4月23日	2015年 8月12日		1名	未払い	38,642

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
123	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1998年 5月21日	2014年 10月31日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	494,854
124			福島	平	2003年 1月16日	2014年 5月12日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,160
125			神奈川	相模原	2005年 4月28日	2015年 2月4日		1名	未払い	8,527
126			愛知	豊橋	2009年 5月14日	2015年 5月15日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管すべき厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,550
127			大分	事務センター	2011年 7月14日	2015年 8月14日	○お客様から問合せがあり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の算入を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,250
128			鳥取	鳥取	2002年 10月頃	2014年 10月3日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	69,546
129			東京	武蔵野	1991年 8月20日	2015年 1月27日		1名	未払い	6,795,521
130			兵庫	西宮	2007年 1月18日	2014年 10月10日		1名	過払い	5,071
131			茨城	事務センター	2015年 3月19日	2015年 5月1日		1名	未払い	4,459

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1988年 12月1日	2015年 5月13日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,635
133			愛知	中村	2005年 7月25日	2015年 6月11日		1名	未払い	217,826
134			福井	事務センター	2010年 11月4日	2015年 9月24日		1名	過払い	408
135			大阪	平野	2007年 2月22日	2014年 10月10日		1名	過払い	8,120
136			大阪	平野	2002年 12月4日	2014年 10月10日		1名	過払い	2,492,218
137			宮崎	延岡	2009年 5月22日	2014年 10月10日		1名	過払い	2,031,900
138			東京	江東	2013年 2月22日	2014年 10月10日		1名	過払い	439,912
139			東京	中央	2008年 4月3日	2014年 10月16日		1名	過払い	2,319
140			愛知	瀬戸	2006年 3月9日	2014年 10月16日		1名	過払い	1,334,876
141			岐阜	岐阜南	2008年 7月10日	2014年 10月16日		1名	過払い	477,300
142			東京	荒川	2003年 5月29日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,246
143			東京	八王子	2004年 9月15日	2014年 10月17日		1名	過払い	8,154
144			大分	別府	1997年 4月1日	2015年 6月11日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧三共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,964
145			京都	京都南	2014年 12月5日	2015年 6月12日		1名	未払い	1,684,769

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
146	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1995年 11月9日	2014年 6月17日	○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	138,350
147			岡山	倉敷西	1959年 3月頃	2015年 4月8日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した船員保険被保険者記録により老齢年金及び遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	8,649
148			熊本	本渡	1978年 4月30日	2015年 7月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金を決定する際に、任意加入期間のため国民年金の免除とはならない期間を免除期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	237,303
149			熊本	本渡	1982年 7月31日	2015年 7月3日		1名	過払い	40,857
150			広島	広島西	1986年 4月1日	2014年 6月9日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	577,375
151			東京	大田	1977年 3月16日	2014年 7月22日		1名	未払い	1,185,568
152			岡山	岡山西	1982年 9月2日	2014年 7月25日		1名	未払い	3,142
153			愛知	半田	1986年 8月頃	2014年 9月4日		1名	未払い	1,689,194
154			広島	呉	1982年 8月20日	2014年 9月5日		1名	未払い	114,576
155			広島	呉	1991年 3月20日	2014年 9月5日		1名	未払い	27,624
156			三重	伊勢	1984年 1月1日	2014年 9月19日		2名	未払い	852,680
157			広島	広島西	1977年 7月1日	2014年 10月8日		1名	—	0
158			兵庫	事務センター	2014年 10月9日	2014年 10月31日		1名	未払い	237,561
159			島根	松江	1977年 4月19日	2015年 2月27日		1名	未払い	489,608
160			北海道	北見	1981年 10月頃	2015年 3月11日		1名	未払い	16,842
161			鳥取	鳥取	1974年 5月頃	2015年 6月16日		1名	未払い	30,102

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
162	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	1985年 1月頃	2015年 8月18日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,195
163			鳥取	鳥取	1986年 4月頃	2015年 8月25日		1名	未払い	1,936
164			島根	松江	1982年 8月20日	2015年 6月2日		1名	未払い	808
165			静岡	三島	1986年 4月1日	2013年 8月1日		1名	未払い	1,209,209
166			富山	高岡	1986年 4月1日	2014年 5月19日		1名	未払い	26,303
167			愛知	瀬戸	1988年 7月20日	2014年 5月19日		1名	未払い	37,094
168			広島	福山	1986年 4月1日	2014年 5月22日		1名	未払い	24,812
169			岡山	倉敷東	1981年 11月1日	2015年 7月16日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金を取消し老齢年金を決定する際、厚生年金被保険者記録の一部を漏らし老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,406
170			徳島	徳島南	1987年 12月10日	2015年 8月21日		1名	未払い	156,930
171			三重	伊勢	1985年 1月5日	2014年 9月12日		1名	未払い	42,315
172			東京	新宿	2010年 6月24日	2015年 7月2日	○厚生年金基金との記録の突合をしたところ、基金加入年月日を誤って訂正していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	141,862
173			愛知	岡崎	1991年 4月25日	2014年 11月7日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	51,102
174			高知	高知西	1993年 8月26日	2015年 9月10日		1名	その他	58,680
175			愛知	一宮	2000年 6月22日	2015年 3月4日	○事務センターから連絡があり、別人の記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	138,606

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
176	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	1985年 4月1日	2015年 9月16日	○事務センターから連絡があり、別人の記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	138,070
177			大分	佐伯	1986年 2月頃	2016年 1月27日		1名	過払い	2,339,679
178	老齢年金の繰上げ・繰り 下げ	確認・決定誤り	新潟	長岡	2008年 2月7日	2014年 3月25日	○年金相談時に、老齢厚生年金の繰り下げ請求ができない方であるにも関わらず、繰下げ待機者として老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度の対象者の確認の徹底を周知しました。	1名	未払い	129,000
179			大阪	吹田	1994年 5月25日	2014年 12月26日		1名	未払い	4,189,585
180			東京	青梅	2015年 3月2日	2015年 7月10日		1名	過払い	28,633
181			東京	武蔵野	2015年 4月23日	2015年 7月28日		1名	過払い	1,234,019
182			福岡	小倉南	2015年 6月8日	2015年 8月14日		1名	過払い	862,600
183	遺族年金の受給要件等 の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	2015年 1月頃	2015年 6月15日	○共済組合から問合せがあり、遺族基礎年金の受給要件の確認不足により、本来、遺族基礎年金請求書を受付するべきところ、請求ができないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金の請求書を申請いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	509,249
184			宮崎	高鍋	2001年 1月17日	2014年 9月25日		1名	過払い	753,639

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
185	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	1987年 4月30日	2015年 8月4日	○機構本部から連絡があり、短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	314,697
186			愛知	瀬戸	1984年 2月2日	2015年 8月7日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	23,395
187			東京	練馬	2012年 2月4日	2016年 1月15日	○お客様から問合せがあり、遺族年金の受給要件の確認不足により、本来、養父との養子縁組のため遺族基礎年金を停止し遺族厚生年金を受給すべきところ、失権届を受け付け処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,654,413
188			山形	鶴岡	1999年 4月28日	2014年 5月26日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	168,585
189			千葉	木更津	1984年 12月16日	2015年 3月6日		1名	未払い	2,967,431
190			岡山	倉敷東	2006年 8月10日	2015年 6月8日		1名	未払い	10,199
191			愛知	鶴舞	1991年 1月31日	2015年 6月8日		1名	未払い	428,127
192			山口	宇部	1984年 7月5日	2015年 6月8日		1名	未払い	1,501,575
193			岡山	倉敷東	2002年 12月5日	2015年 6月12日		1名	未払い	1,657,406
194			島根	浜田	1995年 10月26日	2015年 6月5日		1名	未払い	1,916,254
195			山口	山口	2000年 7月13日	2014年 5月19日	○機構本部から連絡があり、船員保険記録を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	959,049
196			徳島	徳島南	1992年 6月4日	2014年 7月1日		1名	未払い	10,487,199

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
197	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福島	平	2005年 8月4日	2014年 6月30日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	212,747
198			福岡	福岡広域 事務センター	1999年 9月30日	2014年 7月11日		1名	未払い	97,997
199			愛知	半田	2009年 6月25日	2014年 8月27日		1名	未払い	425,049
200			愛知	岡崎	1993年 10月7日	2014年 11月27日		1名	未払い	876,063
201			神奈川	横須賀	2008年 1月10日	2015年 1月7日		1名	未払い	67,919
202			島根	出雲	1997年 3月27日	2015年 6月23日		1名	未払い	2,138,815
203			岡山	倉敷東	1987年 11月5日	2015年 6月25日		1名	未払い	234,064
204			島根	浜田	2003年 7月31日	2015年 6月26日		1名	未払い	759,286
205			鳥取	米子	2007年 11月22日	2015年 7月2日		1名	未払い	763,942
206			島根	浜田	1999年 5月20日	2015年 7月31日		1名	未払い	3,385,587
207			神奈川	平塚	2005年 3月31日	2015年 12月24日		1名	未払い	160,007
208	遺族年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2015年 11月5日	2015年 12月21日	○機構本部から連絡があり、遺族年金を決定する際に、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,600
209			三重	事務センター	2015年 4月23日	2015年 7月14日		1名	過払い	470

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
210	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	1986年 9月4日	2015年 7月8日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,247,645
211		説明誤り	埼玉	所沢	2015年 7月17日	2015年 8月19日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、65歳以上の方がお亡くなりになったため国民年金加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間がなく、遺族厚生年金の受給資格がないと説明すべきところ、直近1年に未納がないため年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
212			滋賀	彦根	2015年 7月10日	2015年 7月15日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足から、遺族厚生年金の受給資格がないにもかかわらず、年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
213	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2013年 8月1日	2015年 6月22日	○市役所から問合せがあり、障害認定後に本部へ額改定報告書の進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し、障害認定の登録時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	355,766
214			沖縄	事務センター	2011年 8月1日	2016年 2月4日		1名	未払い	978,104
215			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2015年 6月30日	2015年 7月13日	○お客様から問合せがあり、障害年金の決定の際に、障害認定基準の確認不足により障害認定を誤り、不支給決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。不支給決定を取消しし、障害年金を決定しました。 ●担当部署において、事象を周知し確認の徹底を行いました。	1名	—	0
216			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2012年 8月9日	2015年 7月29日	○お客様から問合せがあり、障害年金の決定の際、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、誤った診断書の障害状態確認届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい診断書コードの年金証書及び確認届をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
217			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2015年 7月23日	2015年 7月31日	○お客様から問合せがあり、障害年金の決定の際、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、誤った診断書の障害状態確認届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい診断書コードの年金証書及び確認届をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
218	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2015年 2月26日	2015年 9月3日	○お客様から問合せがあり、障害年金の決定の際、診断書コードの登録を誤ったため、お客様へ送付した年金証書の記載事項及び、誤った診断書の障害状態確認届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい診断書コードの年金証書及び確認届をお渡ししました。 ●担当部署において、審査時には請求書に添付された診断書及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
219			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 8月31日	2015年 9月2日	○市役所から問合せがあり、障害基礎年金の審査に必要な所得状況届の未提出者へ提出勧奨を行った際、既に提出済みであった方に誤って勧奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が誤って勧奨文書を送付した方へお詫び文書を送付しました。 ●担当部署において、勧奨文書を送付する際には対象者の確認を複数人で行うよう周知しました。	36名	—	0
220			滋賀	事務センター	2015年 4月10日	2015年 9月3日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金改定請求については、非改定者であってもその旨通知すべきところ、本部へ進達していなかったため、通知が送付されていなかったことが判明しました。 ●機構本部へ進達を行い、お客様へ年金額変更不該当通知書を送付しました。 ●担当部署において、障害基礎年金改定請求の処理を行う場合の取扱いの徹底を周知しました。	5名	—	0
221			北海道	札幌北	2015年 6月19日	2015年 8月24日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の年金記録の確認不足から、障害厚生年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明し、障害厚生年金請求書の提出を案内し、請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金請求書をお返ししました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
222			大阪	淀川	2014年 10月17日	2016年 2月2日		1名	—	0
223			北海道	事務センター	2014年 12月25日	2015年 9月24日	○お客様から問合せがあり、本来、受給権発生日を20歳到達日とすべきところ、受付年月日としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時に障害年金の受給権発生日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,076,443
224			北海道	新さっぽろ	2015年 9月24日	2015年 10月26日	○お客様から問合せがあり、障害年金にかかる診断書が提出された時点で、支払保留を解除処理すべきところ、診断書の認定結果が出るまで処理を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、診断書が提出された際に支払保留を解除すべきか確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,516
225			東京	練馬	2015年 4月20日	2015年 10月27日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書の審査が完了しているにもかかわらず、決定通知書の送付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の発送時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
226	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2015年 12月2日	2016年 1月15日	○機構本部から連絡があり、障害等級2級の障害基礎年金の失権処理を行い、障害等級1級の障害基礎年金を新たに決定する際に、失権年月日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	453,517
227			東京	足立	2015年 11月10日	2016年 1月29日	○市役所から問合せがあり、加給年金額不該当届の不該当年月日の登録を誤ったことから正しい加算となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、子の加算の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	65,007
228		説明誤り	三重	伊勢	2015年 7月24日	2015年 8月6日	○市役所から問合せがあり、年金請求書に使用する診断書の様式が変更となったが、市町村の担当部署に様式変更の連絡と新様式の送付をしていなかったため、市役所において旧様式の診断書を添付した障害基礎年金請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び市役所の担当部署にお詫びの上説明しました。新しい様式の診断書を送付しました。 ●担当部署において、本部より様式変更等の連絡があった場合は、取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
229			北海道	新さっぽろ	2015年 10月20日	2016年 1月5日	○障害年金請求時の相談の際に、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
230			熊本	八代	2015年 5月13日	2015年 10月2日	○障害年金請求時の相談の際に、委託社会保険労務士が納付要件の確認不足により、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
231	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1976年 10月1日	2014年 6月9日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	3,479
232			神奈川	藤沢	1986年 4月1日	2014年 10月6日		1名	未払い	1,460,711
233			兵庫	尼崎	1986年 4月1日	2015年 3月3日		1名	未払い	66,252
234			鳥取	鳥取	1984年 1月頃	2015年 4月10日		1名	—	0
235			島根	松江	1985年 5月20日	2015年 5月1日		1名	未払い	8,533

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
236	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1977年 2月4日	2014年 10月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	—	0
237			広島	広島西	1983年 8月1日	2014年 6月9日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金の退職改定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	2,638
238			広島	福山	1977年 1月11日	2014年 6月10日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	46,837
239			広島	福山	1986年 4月1日	2014年 7月14日		1名	未払い	15,662
240			栃木	栃木	1983年 3月16日	2015年 6月26日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	650,530
241			静岡	浜松東	1979年 6月1日	2015年 7月21日	●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	59,745
242			広島	福山	1985年 2月7日	2015年 7月23日		1名	未払い	23,795
243			東京	品川	1980年 6月1日	2015年 7月28日		1名	未払い	37,845
244			石川	金沢南	1983年 12月22日	2015年 8月4日		1名	未払い	30,245
245			新潟	新潟東	1983年 8月1日	2015年 8月13日		1名	未払い	315,268
246			本部	機構本部 (支払部)	2015年 3月9日	2015年 8月15日	○警告リストの確認により、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	過払い	1,961,298
247			長崎	諫早	2012年 9月10日	2015年 8月14日	○機構本部から連絡があり、支給停止申出により遺族年金が支給停止中のお客様から老齢年金の請求があった際、支給停止撤回届と選択届を受け付けすべきところ撤回届の受け付けを漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象について周知を行いました。	1名	過払い	126,827
248			和歌山	事務センター	2015年 8月13日	2015年 10月13日	○機構本部から連絡があり、所得状況届の届出が提出されているにも関わらず、誤って未提出者として処理し障害基礎年金の差止をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時及び審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,516

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
249	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2015年 10月26日	2016年 2月9日	○機構本部から連絡があり、年金受給者氏名変更届の処理時に、フリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,666
250			本部	機構本部 (支払部)	2014年 8月15日	2016年 2月15日	○他の部署から連絡があり、雇用保険の支給状況情報の提供に伴う警告リストの確認不足により、加給年金の加算処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の際の加給年金の取扱いについて周知しました。	1名	過払い	96,600
251			山形	山形	2015年 4月15日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の手続を行った際に、支払までのスケジュールの確認不足により、誤った支払予定日をお伝えしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、支払までのスケジュールの確認の徹底をするよう周知しました。	1名	—	0
252		説明誤り	山形	米沢	2014年 8月7日	2015年 7月17日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に時効特例給付の対象にならないにも関わらず、年金が支払われる旨の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、時効特例法の対象の取扱いについて周知しました。	1名	—	0
253			東京	渋谷	2015年 10月13日	2015年 12月14日	○お客様から問合せがあり、再裁定の処理が必要であったにもかかわらず、再裁定書類の提出の案内を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定書類の提出をご案内しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認と再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
254			沖縄	那覇	2015年 5月29日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に支払機関変更届を受け付けた際、支払までのスケジュールの確認不足により、誤った支払予定日をお伝えしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
255	加給年金の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	1990年 5月11日	2014年 12月3日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	548,900
256			神奈川	港北	2000年 8月3日	2014年 5月29日		1名	未払い	199,125
257			東京	大田	2003年 11月9日	2015年 5月15日		1名	未払い	3,873,876
258			新潟	三条	1996年 1月7日	2015年 6月24日		1名	未払い	4,325,646
259			千葉	千葉	1991年 7月26日	2015年 6月30日		1名	未払い	832,929
260			東京	世田谷	1994年 1月27日	2015年 7月6日		1名	未払い	231,400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
261	加給年金の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1996年 2月15日	2015年 7月10日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	713,750
262			愛知	笠寺	1993年 7月頃	2015年 7月15日		1名	未払い	252,558
263			茨城	下館	2004年 9月頃	2015年 7月29日		1名	未払い	67,685
264			神奈川	藤沢	1992年 4月30日	2015年 9月3日		1名	未払い	2,730,373
265			香川	高松西	2007年 9月頃	2016年 1月13日		1名	未払い	1,040,213
266			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 4月15日	2016年 2月12日		1名	過払い	518,280
267			本部	機構本部 (支払部)	2015年 7月6日	2015年 9月11日	○他の部署から連絡があり、再裁定処理の際に加給年金支給停止年月日の入力を漏らしたことにより、年金額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定前後の配偶者状態や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,150,031
268	振替加算の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	2014年 11月11日	2015年 2月16日	○他の年金事務所から連絡があり、加算額・加給年金額対象者不該当届の処理時に、不該当理由を誤って死亡としたため年金の支払が保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	119,950
269			兵庫	豊岡	1993年 2月1日	2014年 7月17日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,389,941
270			兵庫	西宮	1992年 1月17日	2014年 5月16日		1名	過払い	1,130,586
271			埼玉	熊谷	1989年 9月頃	2014年 9月2日		1名	未払い	1,107,284
272			神奈川	港北	1994年 3月24日	2014年 9月12日		1名	未払い	4,349,280
273			埼玉	熊谷	1996年 8月8日	2014年 9月26日		1名	未払い	1,076,393
274			兵庫	尼崎	2000年 10月20日	2014年 10月20日		1名	未払い	1,456,301

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
275	振替加算の誤り	確認・決定誤り	広島	三次	1993年 10月31日	2015年 6月25日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,628,204
276			千葉	佐原	1996年 9月6日	2015年 6月29日		1名	未払い	2,634,199
277			大阪	今里	2000年 12月頃	2015年 6月30日		1名	未払い	1,610,400
278			京都	舞鶴	1993年 11月20日	2015年 6月30日		1名	未払い	3,155,425
279			広島	広島南	1999年 4月1日	2015年 7月1日		1名	未払い	2,237,747
280			広島	広島南	1996年 6月13日	2015年 7月1日		1名	未払い	4,345,293
281			愛知	豊川	1995年 7月頃	2015年 7月9日		1名	未払い	4,071,688
282			東京	江東	1998年 4月16日	2015年 7月9日		1名	未払い	2,280,998
283			鹿児島	加治木	1994年 7月14日	2015年 7月13日		1名	未払い	5,100,956
284			愛知	一宮	1987年 10月30日	2015年 7月13日		1名	未払い	5,500,090
285			兵庫	加古川	1995年 11月22日	2015年 7月13日		1名	未払い	3,708,366
286			広島	福山	1997年 1月18日	2015年 7月22日		1名	未払い	3,691,834
287			群馬	高崎	1997年 2月13日	2015年 7月22日		1名	未払い	2,612,306
288			新潟	長岡	1994年 2月20日	2015年 7月29日		1名	未払い	4,631,080
289			長野	長野南	1987年 12月28日	2015年 8月3日		1名	未払い	5,111,733

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
290	振替加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	市川	2007年 2月15日	2015年 12月17日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	875,443
291			茨城	事務センター	2000年 3月23日	2015年 12月25日		1名	未払い	1,865,441
292			大阪	堺東	1996年 8月11日	2015年 12月28日		1名	未払い	3,741,022
293			東京	上野	2008年 7月20日	2016年 1月4日		1名	未払い	3,707,942
294			富山	富山	1995年 5月頃	2016年 1月8日		1名	未払い	2,870,118
295			愛知	笠寺	1991年 5月30日	2016年 1月19日		1名	未払い	5,557,699
296			大阪	堀江	1995年 5月11日	2016年 1月21日		1名	未払い	3,854,721
297			千葉	千葉	1996年 8月8日	2016年 1月21日		1名	未払い	2,580,943
298			神奈川	横浜西	2012年 9月24日	2012年 12月28日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	345,594
299			栃木	宇都宮東	2010年 1月31日	2015年 9月3日	○配偶者の老齢年金請求時に記録確認を行ったところ、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,354,359
300			鳥取	米子	1998年 5月1日	2014年 3月28日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,186,819
301			福島	東北福島	2008年 10月7日	2015年 6月25日		1名	未払い	835,146
302			福島	相馬	2010年 1月14日	2015年 7月8日		1名	未払い	692,677
303			愛媛	松山東	2008年 2月26日	2015年 7月30日		1名	未払い	961,803

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
304	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2010年 5月14日	2015年 9月16日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	630,017
305			滋賀	大津	2005年 1月29日	2015年 9月18日		1名	未払い	703,905
306			長野	長野南	2007年 5月12日	2015年 10月23日		1名	未払い	1,102,622
307			滋賀	大津	2009年 8月14日	2015年 12月17日		1名	未払い	753,277
308			神奈川	高津	2001年 5月17日	2016年 1月5日		1名	未払い	1,324,843
309			神奈川	横浜西	1994年 4月21日	2015年 7月24日	○未支給年金の審査時に、年金決定時の年金記録の確認不足から、配偶者の基礎年金番号を誤って登録を行ったことにより、振替加算がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,361,300
310	再裁定の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	1998年 1月10日	2014年 1月15日	○機構本部から連絡があり、別人の厚生年金被保険者記録を統合し再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の記録判明による再裁定の際には、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,139,289
311			東京	青梅	2008年 3月頃	2014年 12月4日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,906,374
312			東京	江戸川	1996年 1月12日	2014年 5月9日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	557,397
313			兵庫	西宮	2007年 9月26日	2014年 12月10日		1名	未払い	79,100
314			東京	武蔵野	1996年 5月13日	2014年 12月17日		1名	未払い	3,264,047
315			愛知	豊橋	1996年 2月8日	2015年 6月16日		1名	未払い	306,407

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
316	再裁定の誤り	確認・決定誤り	島根	浜田	2009年 8月13日	2014年 3月14日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72,942
317			広島	三原	2004年 10月25日	2014年 5月1日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,100
318			山口	徳山	1987年 8月28日	2014年 9月17日	○事務センターから連絡があり、旧令共済期間の判明に伴い期間の追加及び受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済期間判明時には受給権発生年月日の訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,196,981
319			福岡	福岡広域 事務センター	2016年 2月10日	2016年 2月10日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時に、確認不足から年金訂正にかかる進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	168,933
320			東京	世田谷	2001年 1月31日	2015年 7月6日	○遺族年金の請求時に、年金決定後に国民年金保険料が納付されたことに伴い、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,733
321			栃木	宇都宮西	2006年 4月4日	2015年 8月26日		1名	未払い	20,112
322			山梨	甲府	1980年 10月2日	2015年 9月29日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者期間とならない厚生年金保険法の施行準備期間を含めて再裁定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、施行準備期間の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	261,043
323			福岡	久留米	1986年 12月1日	2015年 12月15日	○遺族年金の請求時に、厚生年金保険の資格取得年月日の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,195

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
324	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 8月14日	2015年 10月5日	○再裁定の入力後に資料不足であると判明し、拠点へ返戻する際の取消処理を漏らしたため過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、返戻時の点検を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	913,488
325			本部	機構本部 (支払部)	2015年 3月26日	2015年 8月28日	○お客様から問合せがあり、再裁定の決定の際、再裁定事由の登録を誤ったため、時効特例分の支払がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	908,317
326	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2014年 5月15日	2014年 9月4日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される代行部分の確認漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,644
327			神奈川	港北	2014年 9月24日	2014年 9月24日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	190,825
328			東京	立川	2015年 1月29日	2015年 7月31日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の請求の際、厚生年金基金から支給される代行部分を踏まえた場合の確認漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,031,960
329			長野	事務センター	2015年 1月23日	2015年 7月13日	○お客様から問合せがあり、労働者災害補償保険法の給付の確認漏れにより、お客様にとって不利な年金選択替えを案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様にとって有利な選択替えにしました。 ●担当部署において、年金選択の取扱い及び労災年金との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
330			本部	機構本部 (業務渉外部)	1999年 7月頃	2015年 7月1日	○他の部署から連絡があり、旧三共済の年金選択をする際に、職域年金分について除いて支給するための入力を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。過払いにの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	6名	過払い	5,665,521

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
331	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 9月12日	2015年 12月9日	○他部署から連絡があり、旧法による厚生年金保険の通算老齢年金と遺族年金との併給調整時の計算誤りが判明しました。 ●担当者が支払い処理を行い、決定通知とお詫びの文書を送付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併給調整の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,156
332			本部	機構本部 (支払部)	2015年 8月24日	2015年 10月22日	○内部点検により、年金選択の処理を行った際において未選択保留の解除後に取消しを行った調整額の補正処理を漏らしたため、お客様に正しい年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の調整額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	260,393
333			本部	機構本部 (支払部)	2015年 9月7日	2015年 12月15日	○警告リストの確認により、遺族厚生年金・遺族共済年金を受給されているお客様に、遡及して老齢年金が決定された際、65歳到達年月日及びスライド改定時に停止額の変更処理を行うべきところ処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金額改定時の変更処理の徹底を周知しました。	1名	過払い	224,266
334			本部	機構本部 (支払部)	2014年 5月26日	2015年 11月25日	○お客様から問合せがあり、年金選択処理の際、入力を行ったため、本来、老齢基礎年金部分を停止すべきところ、老齢厚生年金を停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	85,400
335			本部	機構本部 (支払部)	2015年 8月18日	2015年 10月21日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて65歳到達以後に受理すべき選択申出書を誤って65歳到達前に受理し、本部に進達していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びし、65歳到達以降に年金選択の処理が行われ、支払が開始される旨を説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
336	年金の支払保留処理の誤り	説明誤り	福島	東北福島	2015年 8月4日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って次に電話対応していた別人のお客様の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	223,483
337		確認・決定誤り	東京	練馬	2015年 9月18日	2015年 12月21日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の裁定時に、65歳以上に求職の申込みをしている場合は雇用保険の基本手当の受給による調整が行われないにもかかわらず、支払保留処理を行い解除の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,844,075
338			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 7月23日	2016年 2月16日				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
339	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	新宿	2015年 11月17日	2016年 2月16日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により支払保留となっているにも関わらず、雇用保険の高年齢雇用継続給付と年金との調整に必要な支給停止事由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を受け付けし、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	249,841
340			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2014年 9月18日	2015年 9月15日	○年金事務所から連絡があり、障害厚生年金を決定した際、配偶者の死亡に伴い加給年金の過払いを防ぐため、一時支払保留をしたまま保留の解除を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時において支払保留解除処理が必要な場合には、複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,097,885
341			茨城	下館	2016年 1月15日	2016年 2月16日	○事務センターから連絡があり、市役所がお亡くなりになった方の連絡を誤ったため、亡くなった夫ではなく請求者である妻の年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市役所において、お亡くなりになった方の名簿のダブルチェックするなどの再発防止策を策定した旨の連絡がありました。	1名	未払い	116,582
342		入力誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 6月15日	2015年 10月5日	○お客様から問合せがあり、コールセンターで、お亡くなりになった方の支払保留の受け付けをした際、同姓同名、同生年月日の別人の方と誤ったため、別人の方の年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して、受け付け時の年金記録の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	326,932
343	差止解除の誤り	確認・決定誤り	沖縄	平良	1997年 5月頃	2015年 6月12日	○機構本部から連絡があり、複数の旧老齢年金を受給している場合、基礎年金番号導入後は1つの現況届ですべての年金の差止め解除を行うべきところ、一部の年金が差止めとなったままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	1,588,925
344	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2015年 4月20日	2015年 7月9日	○年金の審査時に、別々の年金事務所で死亡一時金を受付し、重複して支払っていたことが判明しました。 ●受付が遅かったお客様にお詫びの上説明しました。過払いの死亡一時金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に重複支払の可能性がないか、チェックシートにより確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
345		説明誤り	島根	出雲	2015年 12月25日	2015年 12月25日	○年金相談時に、委託社会保険労務士が市役所への確認を怠ったため、既に市役所へ提出済みの死亡一時金の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
346	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 8月11日	2015年 9月10日	○金融機関より連絡があり、未支給年金請求書の処理の際に年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者が訂正処理をするともに、お詫びの文書をお客様に送付しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書の処理を行う際は、対象者の氏名等の確認・入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	707,024

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
347	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 11月6日	2015年 11月20日	○内部点検により、未支給年金請求書の処理の際に年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者が訂正処理をするともに、お詫びの文書をお客様に送付しました。 ●担当部署において、入力時の対象者の氏名等の確認・入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,258
348			神奈川	横須賀	2014年 10月15日	2014年 12月17日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の点検時に誤って別人の基礎年金番号により処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、点検時の対象者の氏名等の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	145,124
349		入力誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 9月15日	2015年 10月7日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が未支給年金の請求者名を入力するところ、誤ってお亡くなりになった方の名前を入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい未支給年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に再発防止策の策定を指導しました。	1名	未払い	596,393
350		説明誤り	大阪	平野	2015年 5月1日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が死亡者との続柄の確認等をしていなかったため、未支給年金を請求する権利がないにもかかわらず、請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
351	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2015年 5月1日	2015年 6月9日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届の処理時に、口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,016
352			鹿児島	鹿屋	2015年 4月24日	2015年 6月11日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届の処理時に、年金証書の再交付のため住所変更処理のみを行いそのまま事務センターへ回送したため、支払機関の変更の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、住所・金融機関変更届を処理する際は、事務所で一部のみ処理を行わないことを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	166,032
353			和歌山	事務センター	2015年 4月13日	2015年 6月12日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届の処理時に、口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	429,874
354			宮城	仙台南	2015年 5月15日	2015年 6月15日		1名	未払い	245,549
355			和歌山	事務センター	2015年 7月2日	2015年 8月26日		1名	未払い	855,871
356			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 6月26日	2015年 8月14日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届の処理時に、基礎年金番号の登録を誤ったため、別人の口座に年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。誤って支払われた年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	303,166

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
357	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2015年 7月16日	2015年 9月10日	○お客様から問合せがあり、住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	71,400
358		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 11月24日	2016年 1月28日	○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	390,049
359			広島	事務センター	2015年 12月1日	2016年 2月9日	○年金相談センターから連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	62,524
360	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	鳥取	鳥取	2000年 8月頃	2014年 10月29日	○他の年金事務所から連絡があり、別人記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	752,134
361			千葉	市川	1967年 10月頃	2015年 6月9日		2名	未払い	435,198
362	記録補正の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	1997年 1月24日	2015年 6月8日	○お客様から問合せがあり、3号期間の補正処理を誤ったため、正しい年金支給となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、配偶者の記録も含め年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,648
363	標準報酬改定請求書の処理誤り	確認・決定誤り	長野	事務センター	2015年 4月21日	2015年 6月22日	○お客様から問合せがあり、本来、共済組合へ提出すべき標準報酬改定請求書を誤って受け付け、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消しの通知書を送付しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求は、年金制度ごとの請求となることを確認するよう周知しました。	1名	—	0
364	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 6月15日	2015年 7月14日	○市役所から連絡があり、物価スライド後の年金額の登録を漏らしたため、正しい年金支給となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	3名	過払い	620
365	扶養親族等申告書の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2015年 12月4日	2016年 1月27日	○内部点検を行っていたところ、扶養親族申告書の本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	52,654

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
366	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	山形	山形	2015年 6月11日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
367			三重	伊勢	2015年 10月8日	2015年 10月9日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士がお客様への説明のため別人の記録が記載された年金見込額回答票の裏面をメモとして使用し、そのまま交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
368			富山	富山	2016年 2月1日	2016年 2月12日	○年金相談事跡を確認していたところ、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の記録を基に年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
369	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	事務センター	2015年 8月28日	2015年 8月31日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号通知書及び年金証書を送付する際に、誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	—	0
370			本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年 9月28日	2015年 10月7日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号通知書及び年金証書を送付する際に、誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
371			東京	事務センター	2015年 12月3日	2015年 12月4日	○市役所から連絡があり、障害基礎年金裁定者一覧表を誤って別の市町村へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の市役所へお詫びの上説明しました。誤って送付した一覧表を回収し、本来送付すべき市役所へお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
372			埼玉	事務センター	2015年 6月23日	2015年 6月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金証書を送付する際に、誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収しお客様にお渡ししました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	2名	—	0
373			兵庫	事務センター	2015年 11月26日	2015年 12月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金証書を送付する際に、誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収しお客様にお渡ししました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	—	0
374			本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 10月20日	2015年 10月28日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて、お客様から依頼があった届書(白紙)を誤って別人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。届書(白紙)の送付依頼があったお客様に送付しました。 ●委託業者に対して、受け付けた処理内容のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
375	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	広島	広島南	2015年 9月頃	2016年 1月14日	○お客様から問合せがあり、市役所が別人の住民基本台帳記録の変更に連動して、機構の登録住所が変更されたため、別人に裁定請求書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した裁定請求書を回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●市役所から住基情報登録の際に本人確認を徹底する旨の連絡がありました。	2名	—	0
376	年金額改定通知書等の印刷誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (業務管理部)	2016年 5月	2016年 6月6日	○平成28年6月にお送りした年金額改定通知書・年金振込通知書、年金支払通知書について、一部の方の記載内容に印刷誤りがあることが判明しました。 ●日本年金機構ホームページに当該事象について掲載して年金額に影響がないことをお知らせし、お詫びの文書及び正しい年金振込通知書を送付しました。 ●通知書の作成に当たっては、委託業者に対して各作業工程の確認を徹底するよう指示するとともに、担当部署において発送前の内容確認のあり方の見直しを行う等の取組を進めています。 (平成28年6月8日、10日、21日に機構HPにてお知らせした事案)	530,779 名	—	0
377	年金見込額の誤り	説明誤り	秋田	本荘	2015年 5月27日	2015年 8月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書及び正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
378			大分	事務センター	2016年 1月18日	2016年 1月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に被用者年金一元化施行後の年金分割について誤った年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金見込額回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、被用者年金一元化法施行後の年金分割の取扱いについて周知しました。	6名	—	0
379	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	福島	東北福島	2015年 10月19日	2015年 10月22日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、改定通知書再交付申請書と振込通知書再交付申請書を受け付けたが処理されておらず、所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。改定通知書再交付申請書と振込通知書再交付申請書の再提出をいただき処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
380			東京	新宿	2015年 6月10日	2015年 10月23日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金受給権者支払機関変更届を受け付けたが処理されておらず、所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
381			本部	機構本部 (支払部)	2013年 9月6日	2015年 10月9日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい未支給年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	705,114
382	年金給付関係書類の未処理	受付時の書類管理誤り	神奈川	横浜中	2015年 4月30日	2015年 7月7日	○区役所から連絡があり、区役所が障害基礎年金請求書を受け付け、年金事務所に回付する際に共済組合期間の年金加入期間確認通知書を添付せずに回送したため、障害基礎年金が納付要件非該当により不支給決定となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●区役所に回付の際に注意するよう依頼するとともに、回付された書類に不備がないか確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,295,297

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
383	年金給付関係書類の未処理	受付時の書類管理誤り	福島	相馬	2015年 7月14日	2015年 9月1日	○お客様から問合せがあり、65歳はがき(年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付))を窓口で受け付けた後、窓口の机の間に落ちたままとなり機構本部へ進達を漏らしたため、機構本部から提出の勧奨がされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。65歳はがきを進達しました。 ●担当部署において、窓口で受け付けた際には受付BOXに確実に保管することを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
384		未処理・処理遅延	福岡	直方	2009年 1月頃	2010年 6月11日	○内部点検を行っていたところ、加給年金加算開始事由該当届や加給年金額対象者不該当届等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	11件	その他	5,777,670
385			北海道	札幌北	2014年 6月13日	2015年 7月6日	○お客様から問合せがあり、受け付けた未支給年金請求書に審査を行うには添付書類が不十分であるにもかかわらず、返戻等の対応もされず未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に必要な添付書類を提出いただき、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	226,082
386			長崎	事務センター	2015年 2月12日	2015年 8月3日	○市役所から問合せがあり、受給者死亡届と同時に提出された未支給年金請求書が、機構本部へ進達されないまま未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達を行い、お客様に正しい未支給年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	14名	未払い	881,987
387			神奈川	相模原	2014年 12月1日	2015年 9月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金の受給手続に関する照会文書の管理を誤り、お客様へ回答文書が送付されていなかったことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。回答文書を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

日本年金機構の平成28年6月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	「付加保険料の特例納付制度のお知らせ」の送付誤り	2016年2月8日	2016年3月2日	○国民年金の「付加保険料の特例納付制度のお知らせ」をお客様にお送りしましたが、お客様の旧住所宛にお送りしてしまったため、お客様のお手元にお届けできていないことが判明しました。 ●該当するお客様について、再送付のお知らせ文書を同封のうえ、正しいご住所宛に送付しました。 ●今年4月の法律改正に伴うシステム変更において誤りがあったもので、システム改修を実施しています。 ●今後は、通知等の作成にあたって、対象者抽出の条件設定等の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしています。	181名	-	0円
2	被用者年金一元化法施行に伴う年金額の端数処理誤り	2016年2月15日	2016年4月5日	○被用者年金一元化法施行に伴い年金額が100円単位から円単位になりましたが、他年金受給による停止額が再計算されずに100円単位のままの誤った停止額となっている事象など、年金額の端数処理誤りが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●昨年10月の被用者年金一元化法施行に伴うシステム変更において誤りがあったもので、システム改修を実施しました。 ●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしております。	7,574名	その他	48,861円
3	老齢厚生年金繰下げ加算額算出誤り	2015年10月1日	2016年4月27日	○被用者年金一元化法施行以後に老齢厚生年金の繰下げ請求を行った方が、施行日に在職中で同月に標準報酬月額変更が行われた場合、繰下げ加算額が正しく算出されていないことが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金の支払いがされたことを確認しました。 ●昨年10月の被用者年金一元化法施行に伴うシステム変更において誤りがあったもので、システム改修を実施しました。 ●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしております。	32名	その他	74,675円